第12号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 足立区事務手数料条例(昭和33年足立区条例第1号)の一部 を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「申請の際」の次に「(第16号の事項についての事務手数料にあつては交付の際)」を加える。

第3条第1項中「300円」の次に「、住民基本台帳カードの交付については1件につき250円」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の事務手数料は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成25年足立区条例第 号)第2条第2号に規定する多機能端末機 (以下「多機能端末機」という。)を利用することによる住 民票又は戸籍の附票の謄本又は抄本の交付、印鑑登録に関す る証明並びに区税その他諸収入金に関する証明のうち特別区 民税及び都民税に関する課税証明書及び納税証明書の交付 1件につき150円
 - (2) 区民一覧表の閲覧 1回につき3,000円
 - (3) 印鑑登録証の交付 1件につき50円

第6条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

「450円 「450円。ただし、多機

能端末機を利用することに

よる交付については、1件

別表第1の2の項額の欄中

を につき220円とする。

350円 350円

750円」 750円」

に改め、同表に次のように加える。

4 社会福祉法施行規則(昭和26年	社会福祉法	1 件に	400円	証明発行
厚生省令第28号)第9条の規定に	人の理事在	つき		のとき
基づき提出した現況報告書に基づ	任証明手数			
く証明	米斗			
5 租税特別措置法(昭和32年法律	税控除対象	1 件に	400円	証明発行
第26号)第41条の18の3、租税特	となる社会	つき		のとき
別措置法施行令(昭和32年政令第	福祉法人の			
43号)第26条の28の2及び租税特	証明手数料			
別措置法施行規則(昭和32年大蔵				
省令第15号)第19条の10の4に基				
づく証明				

別表第5の95の項事務の欄中「(昭和32年法律第26号)」を削 り、同表 9 7 の項事務の欄中「(昭和 3 2 年政令第 4 3 号)」を削る。 別表に次の1表を加える。

別表第6(第6条関係)

农第 0	(25 0 75						г
事務			₹	F数料の名称	及び額		徴収
都市の低	低炭素建築	桑物新築等	計画認定申記	請手数料 一			時期
炭素化の	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に						
促進に関	応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条						
する法律	第2項の規	見定に基づ	く申出があ	った場合にな	おいては、1の建築物につい	1て別表第	
(平成24	5 Ø 9 Ø I	頁に掲げる	額(申請に	係る計画に	構造計算適合性判定を要する	る部分が含	
	まれる場合	合において	は1の建築	物について「	司表11の項に掲げる額の手数	枚料を加え	
84号)第	た額、建築	桑基準法第	87条の2に	規定する昇降	降機に係る部分が含まれる ^場	易合におい	
54条第1	ては当該昇	昇降機1基に	こついて同類	表19の項又に	は21の項に掲げる額の手数料	4を加えた	
項の規定	額)の手数	女料を加え/	と額)				
に基づく	1 申請	(1) 一戸	建て住宅(人の居住以	外の用途に供する部分を有	4,700円	認定
低炭素建	に併せて	` '	,	人下同じ。)		,	申請
築物新築	区長が指			申請戸数が	1戸のもの	4,700円	
等計画の	定する者	, ,			に 記等のうち同時に申請する	9,400円	
認定の申	(以下	(共同住	請の場合			9,400	
請に対す		宅、長屋	HH 07-20 III		は上5戸以下のもの	4. 000	
る審査	確認機	その他一			記等のうち同時に申請する	1万6,000	
	関」とい				上10戸以下のもの	円 円	
	う。)が				記等のうち同時に申請する N 1 0 = 1 N T 0 + 0	2万7,000	
	作成した				以上25戸以下のもの	円 円	
	都市の低				官等のうち同時に申請する	4万5,000	
	炭素化の	同じ。)			以上50戸以下のもの		i
	促進に関	[I-J O ₀)			官等のうち同時に申請する	8万2,000	
	する法律				以上100戸以下のもの	円	
	第54条第			1の共同住宅	官等のうち同時に申請する	13万	
	1項各号			戸数が101戸	以上200戸以下のもの	1,000円	
	に掲げる			1の共同住宅	官等のうち同時に申請する	17万円	
	基準に適			戸数が201戸	以上300戸以下のもの		
	金年に過合してい			1の共同住宅	官等のうち同時に申請する	18万	
	ることを			戸数が301戸	以上のもの	5,000円	
	示す書類		イ 1の建	(ア) 住戸	建築物の総戸数が1戸のも	4,700円	
			築物の申	の部分(人	の		
	が提出さ		請の場合	の居住の用	建築物の総戸数が2戸以上	9,400円	
	れた場合			途に供する	5戸以下のもの		
				部分に限	建築物の総戸数が6戸以上	1万6,000	
				る。以下同	10戸以下のもの	円	
				じ。)	建築物の総戸数が11戸以	2万7,000	{
					上25戸以下のもの	円	
					建築物の総戸数が26戸以	4万5,000	
					上50戸以下のもの	円	
					建築物の総戸数が51戸以	8万2,000	{
					上100戸以下のもの	円	
					建築物の総戸数が101戸以		}
					上200戸以下のもの	1,000円	
1		l			1 T 2 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1,000	l l

1	I 1 1		
		建築物の総戸数が201戸以	17万円
		上300戸以下のもの	
		建築物の総戸数が301戸以	18万
		上のもの	5,000円
		(イ) 共用 当該部分の床面積の合計	9,300円
		廊下等の部 が300平方メートル以内の	
		分(住宅のもの	
		用途に供す当該部分の床面積の合計	2万6,000
		る共用廊 が300平方メートルを超え	Ρ.
		下、共用階 2,000平方メートル以内の	
		段その他共 もの	
		用部分をい当該部分の床面積の合計	8万円
		う。以下同 が2,000平方メートルを超	
		じ。) え5,000平方メートル以内	
		のもの	
		当該部分の床面積の合計	12 7
		が5,000平方メートルを超	6,000円
		え10,000平方メートル以	
		内のもの	
		当該部分の床面積の合計	16万円
		が10,000平方メートルを	
		超え25,000平方メートル	
		以内のもの	
		当該部分の床面積の合計	20万円
		が25,000平方メートルを	
		超えるもの	
		(ウ) 非住 当該部分の床面積の合計	9,300P
		宅の部分 が300平方メートル以内の	, .
		(住戸の部 もの	
		分及び共用 当該部分の床面積の合計	2万6,00
		廊下等の部 が300平方メートルを超え	P
		分以外の部 2,000平方メートル以内の	
		分をいう。 もの	
		以下同当該部分の床面積の合計	8万円
		じ。) が2,000平方メートルを超	
		え5,000平方メートル以内	
		のもの	
		当該部分の床面積の合計	12万
		が5,000平方メートルを超	6,000P
		え10,000平方メートル以	.,,
		内のもの	
		当該部分の床面積の合計	16万円
		が10,000平方メートルを	.0/11.
		超え25,000平方メートル	
		以内のもの	
I	1 1	ا المحادث ا	

	1	1	1	
			当該部分の床面積の合計	20万円
			が25,000平方メートルを	
			超えるもの	
	(3) (1)	建築物の延	べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
	及び(2)	建築物の延	べ面積が300平方メートルを超え2,000	2万6,000
	以外の建 築物	平方メート	ル以内のもの	円
			べ面積が2,000平方メートルを超え ニートル以内のもの	8万円
				40-
			「べ面積が5,000平方メートルを超え」 メートル以内のもの	12万 6,000円
			ベ面積が10,000平方メートルを超え	16万円
			・八面積が10,000平万メードルを超え メートル以内のもの	בן ניסו
		建築物の延もの	べ面積が25,000平方メートルを超える	20万円
 2 1に定	(1) 一戸	_		3万5,000
める以外	· /			円
の場合	(2) 共	同 ア 住戸	申請戸数が1戸のもの	3万5,000
	住宅等	ごとの申		円
		請の場合	1の共同住宅等のうち同時に申請する	6万9,000
			戸数が2戸以上5戸以下のもの	円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する	9万7,000
			戸数が6戸以上10戸以下のもの	円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する	13万
			戸数が11戸以上25戸以下のもの	7,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する	19万
			戸数が26戸以上50戸以下のもの	7,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する	28万
			戸数が51戸以上100戸以下のもの	3,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する	38万
			戸数が101戸以上200戸以下のもの	5,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する	50万
			戸数が201戸以上300戸以下のもの	8,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する	60万円
			戸数が301戸以上のもの	
		イ 1の	(ア) 住戸の建築物の総戸数が1戸	3万5,000
		建築物の	部分のもの	円
		申請の場	建築物の総戸数が2戸	6万9,000
		合	以上5戸以下のもの	円
			建築物の総戸数が6戸	9万7,000
			以上10戸以下のもの	
			建築物の総戸数が11	13万
			戸以上25戸以下のも	7,000円
			Ø	

	建築物の総戸数が26	19万
	戸以上50戸以下のも	7,000円
	Ø	
	建築物の総戸数が51	28万
	戸以上100戸以下のも	3,000円
	Ø	
	建築物の総戸数が101	38万
	戸以上200戸以下のも	5,000円
	の	
	建築物の総戸数が201	50万
	戸以上300戸以下のも	8,000円
	の	
	建築物の総戸数が301	60万円
	戸以上のもの	
(イ) 共用廊	当該部分の床面積の	10万
下等の部分	合計が300平方メート	9,000円
	ル以内のもの	
	当該部分の床面積の	18万円
	合計が300平方メート	
	ルを超え2,000平方メ	
	ートル以内のもの	
	当該部分の床面積の	28万円
	合計が2,000平方メー	
	トルを超え5,000平方	
	メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の	35万
	合計が5,000平方メー	9,000円
	トルを超え10,000平	
	方メートル以内のも	
	0	
	当該部分の床面積の	42万
	合計が10,000平方メ	9,000円
	ートルを超え25,000	
	平方メートル以内の	
	もの	50T.III
	当該部分の床面積の	50万円
	合計が25,000平方メ	
(占) 北方宝	ートルを超えるもの	0.41
の部分	当該部分の床面積の 合計が300平方メート	24万
ひ叩刀		2,000円
	ル以内のもの 当該部分の床面積の	20 ┺
	自該部分の床面積の 合計が300平方メート	38万 4,000円
	日前 か300平万スート ルを超え2,000平方メ	₩,000[]
	ルを超え2,000平万人	
1	しいのいがいるの	

			 	54万	
			計が2,000平方メート		
			ルを超え5,000平方メ	-	
			ートル以内のもの		
			当該部分の床面積の合	67万円	
			計が5,000平方メート		
			ルを超え10,000平方メ		
			ートル以内のもの		
i			当該部分の床面積の合	78万	
			計が10,000平方メート		
			ルを超え25,000平方メ		
			ートル以内のもの		
·			当該部分の床面積の合	90万円	
			計が25,000平方メート		
			ルを超えるもの		
	(3) (1)及	建築物の発	延べ面積が300平方メートル以内のも	24万	
	び(2)以外	の		2,000円	
	の建築物	建築物の	延べ面積が300平方メートルを超え	38万	
		2,000平方	メートル以内のもの	4,000円	
		建築物の	延べ面積が2,000平方メートルを超え	54万	
		5,000平方	メートル以内のもの	6,000円	
ĺ		建築物の	延べ面積が5,000平方メートルを超え	67万円	
		10,000平方	ラメートル以内のもの		
Î		建築物の発	近べ面積が10,000平方メートルを超え	78万	
		25,000平方	ラメートル以内のもの	9,000円	
		建築物の発	延べ面積が25,000平方メートルを超え	90万円	
		るもの			
都市の低低	炭素建築物新築等計画	画変更認定	申請手数料		
炭素化の	低炭素建築物新築等	計画変更認	忍定申請手数料の額は、次の(1)及び(2	2)に掲げる	
促進に関区	分に応じて、次に掲	げる額(申	ョ請に併せて都市の低炭素化の促進に「	関する法律	
する法律第	55条第2項の規定に	おいて準用	月する第54条第2項の規定に基づく申と	出があった	
第55条第場	合においては、1の	建築物につ	Oいて別表第5の9の項に掲げる額(『	申請に係る	
			「る部分が含まれる場合においては 1 (
. – . –			₣数料を加えた額、建築基準法第87条0		
			場合においては当該昇降機1基につい	て同表19の	
-			を加えた額)の手数料を加えた額)	ī	
築等計画1		戸建て住宅		3,300円	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		申請戸数が1戸のもの	3,300円	
	機関が作成同住宅等		1の共同住宅等のうち同時に申請する	6,600円	
請に対すし		l l	戸数が2戸以上5戸以下のもの		のと
	素化の促進	の場合	1の共同住宅等のうち同時に申請する		ਰ
1	関する法律		戸数が6戸以上10戸以下のもの	円	
	54条第1項		1の共同住宅等のうち同時に申請する		
	号に掲げる		戸数が11戸以上25戸以下のもの	円	

1	1	ı	1	
基準に適合し		1の共同住宅	等のうち同時に申請する	3万2,000
ていることを		戸数が26戸以	上50戸以下のもの	円
示す書類が提		1の共同住宅	等のうち同時に申請する	5万8,000
出された場合			上100戸以下のもの	円
			等のうち同時に申請する	9万3,000
			以上200戸以下のもの	円
			等のうち同時に申請する	12万
			以上300戸以下のもの	2,000円
			等のうち同時に申請する	
		戸数が301戸し		4,000円
	イ 1の	(ア) 住戸	建築物の総戸数が1戸の	3,300円
	建築物	の部分	もの	0,000,3
	の申請		建築物の総戸数が2戸以	6,600円
	の場合		上5戸以下のもの	0,000,3
	~~		建築物の総戸数が6戸以	1万1,000
			上10戸以下のもの	円
			建築物の総戸数が11戸	
			以上25戸以下のもの	円
			建築物の総戸数が26戸	3万2,000
			以上50戸以下のもの	円
			建築物の総戸数が51戸	
			以上100戸以下のもの	円
			建築物の総戸数が101戸	9万3,000
			以上200戸以下のもの	円
			建築物の総戸数が201戸	
			以上300戸以下のもの	2,000円
			建築物の総戸数が301戸	
			以上のもの	4,000円
		(イ) 共用	当該部分の床面積の合	6,500円
			計が300平方メートル以	0,500[]
		分	内のもの	
		71	当該部分の床面積の合	1758 000
			計が300平方メートルを	1770,000
			超え2,000平方メートル	1 3
			以内のもの	
			当該部分の床面積の合	5万6,000
			計が2,000平方メートル	円
			を超え5,000平万メート	1.3
			ル以内のもの	
			当該部分の床面積の合	8 <u>7</u> 8 000
			計が5,000平方メートル	6716,000
			あ5,000平万スートル を超え10,000平方メー	
			·	
			トル以内のもの	41 -
			当該部分の床面積の合	
	1	1	計が10,000平方メート	2,000円

	I	ĺ	1	u を切っ 25 000 亚ナソ	
				ルを超え25,000平方メ	
				ートル以内のもの	4 4 T TT
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メート	14万円
				計が25,000平方メート	
			(1)	ルを超えるもの	0 500 TI
			(ウ) 非住	当該部分の床面積の合	6,500円
			宅の部分	計が300平方メートル以	
		ļ		内のもの	
				当該部分の床面積の合	
				計が300平方メートルを	円
				超え2,000平方メートル	
		ļ		以内のもの	
				当該部分の床面積の合	5万6,000
				計が2,000平方メートル	円
				を超え5,000平方メート	
				ル以内のもの	
				当該部分の床面積の合	8万8,000
				計が5,000平方メートル	円
				を超え10,000平方メー	
				トル以内のもの	
				当該部分の床面積の合	11万
				計が10,000平方メート	2,000円
				ルを超え25,000平方メ	
				ートル以内のもの	
				当該部分の床面積の合	14万円
				計が25,000平方メート	,,,,
				ルを超えるもの	
	(3) (1)	建築物σ)延べ面積が3	00平方メートル以内のも	6,500円
	(b) (1) 及び(2)			00 73 7 1 77 97 30 0	0,00013
) 延べ 面積 が		1万8,000
			ラグラス (日間の) 方メートル以		円
	连来10				
				,000平方メートルを超え	5万6,000
			方メートル以		円 円
				,000平方メートルを超え	8万8,000
		-	方メートルり		<u>円</u>
				10,000平方メートルを超	11万
)平方メートル		2,000円
		建築物の えるもの		25,000平方メートルを超	14万円
 2 1に定める	(1) 一戸	<i>/と</i>			1万8,000
メ外の場合	(, ,	~= - (-		円
7.71 02 -20 H	(2) 共	ア住	申請戸数が1	戸のもの	
	同住宅等		·PBB/ \$X/J/!	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	円
	四年七寺	の申請	1の世目仕字	<u></u> 笙のふた回吐に虫蛙すっ	
			の共同任モ	等のうち同時に申請する	3万7,000
		の場合	一歩がっラい	上5戸以下のもの	円

1	1	,	ı
	1の共同住	宅等のうち同時に申請する	5万2,000
	戸数が6戸	以上10戸以下のもの	円
	1の共同住	宅等のうち同時に申請する	7万4,000
	戸数が11月	■以上25戸以下のもの	円
	1の共同住	宅等のうち同時に申請する	10万
	戸数が26月	■以上50戸以下のもの	8,000円
	1の共同住	宅等のうち同時に申請する	15万
	戸数が51月	■以上100以下のもの	9,000円
	1の共同住	宅等のうち同時に申請する	22万
	戸数が101	戸以上200戸以下のもの	1,000円
	1の共同住	宅等のうち同時に申請する	29万
	戸数が201	戸以上300戸以下のもの	1,000円
	1の共同住	宅等のうち同時に申請する	34万
	戸数が301	戸以上のもの	2,000円
イ 1の	(ア) 住	建築物の総戸数が1戸のも	1万8,000
建築物	戸の部分	Ø	円
の申請		建築物の総戸数が2戸以上	3万7,000
の場合		5戸以下のもの	円
		建築物の総戸数が6戸以上	5万2,000
		10戸以下のもの	円
		建築物の総戸数が11戸以	7万4,000
		上25戸以下のもの	円
		建築物の総戸数が26戸以	10万
		上50戸以下のもの	8,000円
		建築物の総戸数が51戸以	15万
	ļ	上100戸以下のもの	9,000円
		建築物の総戸数が101戸以	22万
		上200戸以下のもの	1,000円
		建築物の総戸数が201戸以	29万
		上300戸以下のもの	1,000円
		建築物の総戸数が301戸以	34万
		上のもの	2,000円
	(イ) 共	当該部分の床面積の合計	5万7,000
	用廊下等	が300平方メートル以内の	円
	の部分	もの	
		当該部分の床面積の合計	9万6,000
		が300平方メートルを超え	円
		2,000平方メートル以内の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計	15万
		が2,000平方メートルを超	6,000円
		え5,000平方メートル以内	
	}	のもの	22-
		当該部分の床面積の合計	20万
1	1	が5,000平方メートルを超	5,000円

		え10,000平方メートル以	
		内のもの	
		当該部分の床面積の合計	24万
		が10,000平方メートルを	7,000円
		超え25,000平方メートル	,
		以内のもの	
		当該部分の床面積の合計	29万円
		が25,000平方メートルを	_0/3/3
		超えるもの	
	(ウ) 非	当該部分の床面積の合計	12万
	住宅の部		3,000円
	分	もの	0,000,3
		当該部分の床面積の合計	19万
		が300平方メートルを超え	8,000円
		2,000平方メートル以内の	0,00013
		もの	
		当該部分の床面積の合計	29万円
		が2,000平方メートルを超	23/111
		え5,000平万スートル以内	
		のもの	
		当該部分の床面積の合計	36万
		が5,000平方メートルを超	1,000円
			1,000
		え10,000平方メートル以	
		内のもの	40T
		当該部分の床面積の合計	42万
		が10,000平方メートルを	7,000円
		超え25,000平方メートル	
		以内のもの	
		当該部分の床面積の合計	49万
		が25,000平方メートルを	1,000円
4-1		超えるもの	
1 ' ' ' ' '		が300平方メートル以内のも	12万
及び(2)			3,000円
以外の		[が300平方メートルを超え]	19万
建築物	2,000平方メートル		8,000円
	建築物の延べ面積	が2,000平方メートルを超え	29万円
	5,000平方メートル	,以内のもの	
	建築物の延べ面積	が5,000平方メートルを超え	36万
	10,000平方メート	レ以内のもの	1,000円
	建築物の延べ面積	が10,000平方メートルを超	42万
	え25,000平方メー	トル以内のもの	7,000円
	建築物の延べ面積	が25,000平方メートルを超	49万
	えるもの		1,000円

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の 手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の 額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が 存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と1の建築 物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合に より算出した額とする。

第2条 足立区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「250円」を「500円」に改め、同条第2項中 第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第1の2の項額の欄中「。ただし、多機能端末機を利用することによる交付については、1件につき220円とする。」を削る。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定中第6条の改正規定及び別表に1表を加える改正規定 公布の日
- (2) 第1条の規定中第3条第2項の改正規定(第1号に係る部分に限る。)及び別表第1の2の項の改正規定 平成25年6月 10日
- (3) 第2条の規定 平成26年4月1日

(提案理由)

住民票の写し等の交付手数料を改めるとともに、社会福祉法人の理事の在任証明手数料等を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。